



まっかり

議会だより

第156号

2016年5月号

発行/真狩村議会

編集/議会広報編集委員会

<主な内容>

◆平成28年第1回定例村議会

- (1) 行政報告…………… 2
- (2) 教育行政報告…………… 3～4
- (3) 一般質問…………… 4～9
- (4) 審議結果…………… 10～12
- (5) 決議・意見書…………… 12～13

◆予算特別委員会……………14

- ◆平成28年第1回臨時村議会…………… 15
- ◆平成28年第2回臨時村議会…………… 16
- ◆所管事務調査報告……………16～18
- ◆議会活動……………19～20
- ◆議会日誌…………… 20

議会報告会を開催!!



挨拶 (筒井議長)



来賓挨拶 (橋本局長)



講演講師 (猪口部長)



意見交換

2月5日に議会報告会を開催しました。後志総合振興局の職員の方をお招きし、今年から取組が本格化する「地方創生」について、講演していただきました。今回で4回目となりますが、これまでで一番多い42名の方に参加していただき、盛会のうちに終了しました。

平成28年 第1回 定例村議会

一般会計は地方創生事業(働く場の創出、移住・定住対策、子育て支援等)など28億5619万5千円、5特別会計を含め総額34億3089万4千円(対前年10.8%減)の新年度予算を可決!

定例会の概要

平成28年第1回定例村議会は、3月8日に招集され、会期を4日間と決めた後、村長、教育長からの行政報告並びに執行方針、3名の議員による3項目の一般質問、人事に係る諮問1件(人権擁護委員候補者の推薦)、条例の一部改正8件、規約の変更2件、過疎地域自立促進市町村計画の策定1件、平成27年度一般会計及び特別会計補正予算5件、指定管理者の指定2件、村道路線の認定及び廃止2件を審査し原案のとおり可決しました。また、会期中に予算特別委員会に付託されていた条例の一部改正及び全部改正6件、平成28年度一般会計予算及び5特別会計予算6件を審議し原案のとおり可決、飲酒運転根絶を宣言する決議を含めた発議2件を審議、採択して11日閉会しました。

行政報告

佐々木村長

国勢調査の速報について

平成27年10月1日に実施された国勢調査の速報が2月17日に公開され、北海道の人口は538万3579人で前回の平成22年度の調査に比べ12万2840人減少し、2.2%の減少率となり、全道179市町村のうち8市町が増加、171市町村が減少となりました。

後志総合振興局管内は、21万5536人で、この5年間に7.5%、1万7404人の減少であり、管

内の人口は昭和30年をピークに徐々に減少し、今回の調査では、平成22年よりも減少率が大きくなりました。

真狩村は、2108人で前回調査より3.7%減の81人の減少という状況になりました。このまま日本の人口減少が続くと、労働力や消費力の低下につながり、国家の経済力が小さくなり、税収の減少に伴ない公的年金の給付と負担のバランスが崩れるなど、地方をはじめ国の運営が困難に陥ることになります。

さしあたっては、出生率を高め人口の大都市集中を避けることが、人口減少問題対策の糸口であると思います。

北海道新幹線の開業に向けて

昭和40年代後半より陳情を執り進め、北海道民の悲願でありました北海道新幹線は、新青森・新函館北斗駅間がいよいよ平成28年3月26日に開業を迎えます。

北海道と本州間の旅行・移動手段は、現在、航空機に頼るところが多く、航空機は台風や大雨など天候に運行が大きく影響されることから、安全性と定時性に優れ大量輸送の新幹線の役割

は大きなものと期待されています。

さらに新幹線開業により地域間交流が活発化され、特に東北地方と道南との交通アクセスが改善されることから、北関東や東北からの観光客の増加が期待されます。

1月30日より一般公開され試乗会を実施しており、3月26日には北海道新幹線及び道南いさりび鉄道のしゅん功開業式・祝賀会が開催され、私も出席する予定です。

今後は新幹線効果が最大限に発揮される札幌駅までの1日も早い乗り入れが期待されます。

各学校の状況について

冬休み以降の3学期は大きな事故・事案もなく、児童生徒は学校生活を送っています。この間、インフルエンザにより、真狩小学校では、2月中旬から下旬にかけ3つの学年で学級閉鎖がありましたが、現在は通常どおり授業が行われています。

小学校では、新入生の一日体験入学が、真狩小学校で2月3日、御保内小学校で2月9日に行われ、両校合わせて14名が入学する予定です。また、開基120周年記念事業の一環として、6年生の観音寺市訪問事業が1月12日から2泊3日

学校教育の主な取組について

いじめの状況について、現在報告はありませんが、絶えず状況把握や情報交換等を行いながら、いじめ防止に向けて、速やかな対応に努めます。また、長期にわたる不登校はありません。

学力向上対策について、各学校では、年間を通じて学力向上を目指す教育プランなどにより、個別の支援や放課後学習などの補充学習などに努めながら、また、北海道教育委員会のチャレンジテストの活用により、基礎的な学習内容のより定着に向けた取組に努めています。さらに、家庭での学習の習慣化をより図るため、指導内容を工夫しながら、その充実に向けて、取り組んでいます。

真狩高校の運営について、平成28年度の入学願書の出願状況は、30名の生徒が出願をし、3月3日に入学試験が実施され、29名が受験しました。合格発表は、3月16日で、二次募集の受付は、3月22日から23日までとなっています。現在、1年生は28名が在籍し、2年生から野菜製菓コース10名、有機農業コース18名に分かれて学習します。また、2年生は37名が在籍し、野菜製菓コースを選択している17名の生徒は、3年生の5月で専門学校のスクーリングを終え、10月の製菓衛生師の資格取得試験に向けて備

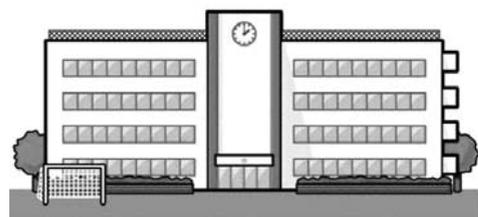
の日程で行われ、19名が観音寺市を訪問しました。観音寺小学校との交流では、お互いの地域や学校についての紹介や給食での交流、また、レクリエーション交流などを行い、参加児童からは、「貴重な思い出になった」などの感想が聞かれ、貴重な経験・体験ができ有意義な交流事業になったことと思います。

中学校では1月26日に新入生の体験入学があり、20名の1年生を迎える予定です。

真狩高校では、2月4日から新十津川農業高校で開催された、日本学校農業クラブ北海道実績発表大会の食品加工部門において、洋菓子・和菓子分会の生徒3名による発表が優秀位を獲得しました。町村立農業高校の入賞は真狩高校を含めて2校だけであり、スイーツの取組が評価されたと感じています。

えます。高校生カフェでのスイーツ等の販売会について、今年度は計画どおり24回実施できる見込で、各関係機関のご支援とご協力、またご指導に、改めてお礼を申し上げます。新年度も、19回の販売会を予定していますので、よろしくお願ひします。第4学年の海外派遣事業は、平成28年度から研修先をカナダからニュージーランドに変えて行います。研修生は道内での農業研修を約3か月間行った後に、6か月間のニュージーランド研修に赴きます。

小学校と中学校の連携の充実について、これまでも必要に応じて連携を行ってきましたが、より充実した学校間連携を図るため、校長会での意見交換を踏まえながら、取組を推し進めます。連携の核として、特別支援教育の充実、あるいはいじめ、不登校の課題の克服のため、よりきめ細かな情報交換、また個別の支援計画や留意点などの確実な引継ぎなどが考えられています。学校間のより円滑な接続を果たしていくことが求められていますので、組織的、系統的により充実した連携に取り組んでいきます。



社会教育について

真狩村スポーツ表彰について、2月26日に、表彰式が行われ、「スポーツ賞」は、第38回東日本野球南北海道大会でベスト4に入った真狩野球協会と第33回北海道小学生陸上競技大会5年生女子ソフトボール投げで6位入賞した個人1名に贈られました。また、「スポーツ奨励賞」は、第31回北海道少年野球新人戦後志大会で準優勝した真狩野球スポーツ少年団真狩ハンターズと後志中学校バレーボール大会に優勝し全道

大会に出場した真狩中学校バレーボール部の2団体と2015年後志管内ジュニアクロスカントリースキーのシリーズ戦の小学校4年男子の部、6年男子の部で優勝した個人2名に贈られました。

第38回芸能発表大会について、今年度は開基120周年記念事業として2月21日に開催され、文化団体の各サークルの発表披露に加え、御保内小学校のよさこいソーラン、中学校の合唱、真鶴会の特別出演、高校生による「浦安の舞」、真狩小学校5年生による劇、「構成詩 開基120周年記念 笑顔咲く！真狩」が披露されました。

一般質問

3人の議員から3項目について質問がありました。その内容を要約してご紹介いたします。

本村における原子力防災計画について

Q 本村は、泊原発から30km圏外に位置し、原子力防災計画を重点的に実施すべき区域から外れているが、村民の安心安全のために現在の原子力防災計画を30km圏内と同等に整備する考えはないか？

A 国や道の指針や財源の確保などの点から、現段階においては、今ある防災計画により取り進めながら、国や道などの動向を注視したいと考える。

質問 陰能議員

原子力災害特別措置法では、原子力規制庁の試算である放射性物質の拡散シミュレーションをもとに中心から5km圏内、30km圏内、30km以遠の3種類に分け、このうち5km圏内と30km圏内について、原子力防災計画を重点的に実施すべき区域と定め、原子力防災計画の策定が義務化されています。

本村においては、隣のニセコ町までが30km



圏内、本村は30km圏外に分類され、原子力防災計画を重点的に実施すべき区域からは外れていますが、「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書」に基づき原子力防災計画を策定運用されていると理解しています。しかしながら、放射性物質の拡散シミュレーションは、考える限りの大事故を想定している一方、その精度や信頼性に限界があることも踏まえて参考にすべきと併記されているところであり、絶対的なものではないという意味に捉えています。

こういった現状において、村民の安心安全のために、現在の原子力防災計画を30km圏内と同等に整備するのも一案と思うところではありますが、原子力防災に関する村長の考え方を伺います。

答弁 村長

本村における原子力防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、泊発電所における原子力災害に備え、あらかじめ防災対策に関して取るべき措置を定めるとともに、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及啓発や、防災関係従事者に対する教育訓練、通報、連絡等の総合的かつ計画的な原子



力防災の執行により、住民等の安全等を図ることを目的とし、平成25年10月に真狩村地域防災計画の原子力防災編として策定しました。圏外であっても空間に壁があるわけではなく、原子力災害の規模や風向きによっては、本村へ放射性物質が到達する可能性は否定できません。泊原発から30km圏内を緊急防護措置区域（UPZ）と北海道が定めたときも、圏外の自治体から一律に30kmとするのはおかしいとの意見があったことも認識しています。また、北海道電力とは平成25年1月16日に、半径5kmの予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の4町村を除く後志管内16市町村と北海道で地域住民の健康や生活環境の保全を図るため、安全性の確保や環境放射線の測定などを定めた「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書」を締結しており、UPZ圏域と同等とは言いませんが、災害に際しての通報も同様に行われることになっています。

UPZ圏外である本村が、圏内と同様な防災対策に取り組むとなると、放射能を測定する線量計、被爆を軽減するための防護マスクや保護衣、そして安定ヨウ素剤などの配備や住民の避難先の確保などを盛り込んだ計画が必要となります。中でも安定ヨウ素剤については、国の予算措置がUPZ圏内にしかされておらず、さらに自治体が行き届く防災対策の充実強化のために、UPZ圏内の後志管内9町村には道の補助金が上限441万円交付され、圏外の真狩を含む7町村は上限200万円の道補助金が交付されるのみであり、村単独で費用を確保するという財政面からの問題などが生じてくるものと思われます。国や道の指針や財源の確保などの点からも、現段階においては、今ある防災計画により取り進めながら、国や道などの動向を注視してまいりたいと考えています。

質問 陰能議員

原子力防災計画の策定が義務化されている町

村の計画を一部拝読しましたが、大変範囲が多岐にわたり、レベルが高く、かなりの労力を費やして出来たものでないかと思っています。答弁のとおり、単独では難しいということは理解できますが、重点区域に入ることを目指し、関係機関に働きかけをすることも一案ではないかと思いますが、その辺の意向について、伺います。

答弁 村長

「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書」に基づく会議で原子力防災に対しての意見を申し述べ、また、今ある村の防災計画を住民により周知徹底する中、村民の安心安全を守るように努めたいと考えていますが、30km圏外の留寿都村、喜茂別町、京極町の首長と協議しながら取り組んでいきたいと思っています。

質問 陰能議員

先の国政選挙では、村内においてもこの原子力の問題について関心を持っているという有権者も多くいますので、その点を踏まえて今一度、原子力の安心安全ということについて、村長の考えを伺います。

答弁 村長

泊原発の再稼働に向けての規制委員会の書類審査については、今年の暮れだったと思いますが、通っています。鹿児島県の川内原発の運転再開からの期間を逆算しますと、来年の夏以降に泊原発が再稼働するというような見込みです。再稼働までにはまだ1年半ほどの期間はありますが、住民の安心安全を第一に考える中、取組を一步進めていきたいと思っています。

議会は公開が原則です！

公民館図書室に会議録の写しを置いてありますのでご覧ください。

農地の流動と利用について

Q 農地の条件不利地や小区画地の流動化は難しくなり、荒廃地化する可能性もあり、有効活用を図るため、賃貸農園や観光農園などの実施について、内部の体制を整え、情報収集しながら可能性を追求してはと思うが考えは？

A 農地の流動化については、農業委員会がよりの確な判断をしながら協議を進める中、取り組んでいただきたいと考えるが、農地の荒廃化を防ぐ一つの手段として、都会等からの家庭菜園的な農業をやりたいという人たちを受入れできるような環境も必要であると思うので前向きに取り組を進めたい。

質問 加藤議員

本年も離農者等の農地の流動がありました。しかし、過去の状況と比べますと、農地環境によっては積極的な流動化とはならない所も出てきている状況下と聞いています。



今後、特に懸念されることは、条件不利地や小区画農地の流動化は難しくなり、荒廃地化する可能性もあるのではないかと考えられますが、今後の対応について、村長の考え方を伺います。

答弁 村長

平成27年度の真狩村の農地の流動化の状況については、賃貸借が15件で42.8ha、売買が6件で24.2haとなっています。一部の農地については、地域内及び近隣地区に希望者がいないため、耕作放棄地となった事案も発生し、今後普及すると思われるラジコンヘリでの作業、またGPSを活用した農作業等、機械の利用効率の低下につながることから、少なからず今後も農地の流動化が困難になることが考えられます。農業委員会の調査では、平成26年度の真狩村の遊休農地は1.2haあります。排水不良地や急傾斜地、また小区画地など、いわゆる条件不利地にあっては、農地流動化が難しくなり、農地価

格を下げる要因にもなり、地域全体の農地としての資産価値の低落につながる懸念があります。このことは、営農上農家の資産と資本負債のバランスが崩れ、営農に支障をもたらす事態となることが考えられ、避けなければならないと思います。

地域で引取り手がいない農地の対応について、現在本村での取組はありませんが、農地中間管理機構を利用し、村外者を対象とすることも一案と思われませんが、村外の方に耕作権が移転すると、隣接する農地の売買、賃貸の申出があった場合、村外者の方も対象となり、必ずしも村内の担い手が優先とならないことも心配されるので、農業委員会の農地流動化のためのあっせんに期待する中、地域内での流動化に向け取組が行われるよう努めます。また、条件不利地の最たるものは、農地としての無理な流動化を進めるよりも、大気中の二酸化炭素削減のため植林を行い、山林として活用する方法もあると思います。

質問 加藤議員

本村においては、1反の農地でも守っていくという考え方が農業委員会にもありましたし、当然農業者の中にもそういった考え方があって流動化が図られてきた状況であります。ここにきてその考えが鈍化している現状であります。

そんな中で、昨年国営農地再編整備事業が終了しましたが、今後の農地の流動化を進めるために、サポートセンター的な体制を作りながら、促進していくという考え方があったと思いますが、その体制づくりについて、今後どのように考えているか伺います。

答弁 村長

国営農地再編整備事業を立ち上げのときに、採択の要件としてサポートセンターの組織設立という考え方がありましたが、農地の流動化というよりも、営農支援センターという意味合いが強くありました。JAとのすり合わせや産業課内でいろいろと設立に向けた動きはありましたが、開発局のほうと協議する中、見合すということで、現在サポートセンターについては、全く動きがない状況です。

質 問 加藤議員

せっかく今まで農地として守ってきた土地が、有効活用されないという現実が出てきている中、こういった農地をどのように活用していくのか、大きな判断をしていかなければならない時期にきていると思います。そのためには、情報を収集する機能を持たせた内部の体制作りが必要であると思いますが、考えを伺います。

答 弁 村 長

今、機械化で効率の良い営農をしなければならないときに条件不利地にいつまでも固執しては、農家自体の営農を持続することは困難になってくるおそれもある中、確かに農地は1年、2年で出来上がるものではないので地力を保持してきた農地を保全していかなければならないということは重々承知していますが、今の農業後継者、担い手の数からいっても、ちょっと厳しくなってきていると認識しています。そんな中で、やはり農業委員会がよりの確な判断をしながら協議を進める中、取り組んでいただきたいと思います。

質 問 加藤議員

先日、村に移住されてきた方に話を聞く機会がありましたが、移住先として真狩村を選んだ理由は、景観や家庭菜園で有機野菜等を作り自給自足を試みたいということでした。都会でリタイアした人の中には、農業を体験してみたい、農家をやってみたいと希望されている人が多くいるという情報がある中、そういった人を積極的に受け入れて、荒廃しそうな農地を守るというのも一つの方法でないかなと思いますが、その人が農地を直接利用することは農地法上困難なため、賃貸農園や観光農園を村の事業として実施できる可能性はないかと思っていますが、

考えを伺います。

答 弁 村 長

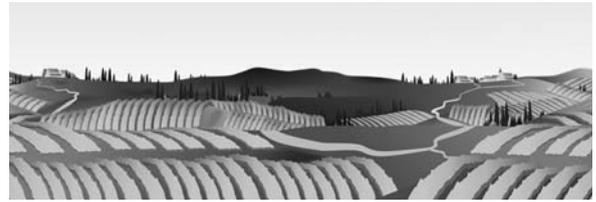
農園の賃貸については、村内で専属にやっている人もいますが、毎年面積が増えているという状況でもなく、厳しい課題もあるのではないかと考えています。また、全くの素人の方がやるには、条件不利地では難しく、やはり交通の便が良く、ある程度条件の良いところでなければ、技術的にも立派なものを育てることはできないという課題もあると思いますが、少しでも真狩村へ移住してくれる人を増やしていかなければならない時節ですので、この件については前向きに検討していかなければならないと思います。

質 問 加藤議員

村内で家庭菜園や農業の体験をすることができれば、都会等から人がきて畑仕事をするわけですから、温泉や他の施設も利用され波及効果はあると思います。近隣町村でも取り組んでいるところはないので体制を整え、情報を収集しながら可能性を追求していただきたいと思いますが、考えを伺います。

答 弁 村 長

農地の荒廃化を防ぐ一つ的手段として、都会等からの家庭菜園的な農業をやりたいという人たちを受入れるような環境も今後は必要であると思いますので、前向きに取組を進めます。



村政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう!!

■村議会定例会は、年4回(3・6・9・12月)開きます。

■村議会の臨時会は、必要に応じて随時開きます。



お気軽においでください!!

フラワーセンターの活性化について

Q 近隣の道の駅と比較しても、集客数はもとより、にぎわいに欠けているので対策として、裏の空き地を市民農園として開放し、収穫した農作物を道の駅で販売したり、冬のアクティビティとして、スノーモービルを行ってはどうが考えは？

A 人を呼び寄せる魅力は十分にあると思うが、エンジン音の騒音や人員の確保等の課題もあるので、検討しながら前向きに取り組んでいきたい。

質問 佐伯議員

フラワーセンターの運営について、先日の常任委員会で説明があり、4月から12月までの実績では、営業収益から販売・一般管理費を引いた営業利益が454



万1千円となっていますが、収益の中に、村の指定管理料439万円が含まれているのでこれを相殺するとゼロになります。営業外利益は408万7千円でこの部分だけがフラワーセンターの利益分ですが、これではフラワーセンターの運営というか収支は全く成り立っていないと思います。近隣の道の駅と比較しても、集客数はもとより、にぎわいに欠けていると思いますし、最近はイベント等も数多く開催し、それなりの集客はあるようですが、根本的な部分が足りないと感じています。農産物等の販売においても、品数の少なさや、接客もあまりよくないところがあると思っています。これらの問題点、改善点が、いつまで経っても改善されない理由について、伺います。

また、周辺エリアに多く集まる観光客やスキー客をターゲットにフラワーセンターの裏の空き地を市民農園として開放し、収穫した農作物を道の駅で販売したり、冬のアクティビティとして、スノーモービル等を行ってはどうか。これまで真狩村に足を運ばなかった観光客を呼び込むきっかけとなり、真狩全体への波及効果

は大きいと思いますが、村長の考えを伺います。

答弁 村長

フラワーセンターの営業利益については、営業外収益をいただいた中から電気料、水道料が差し引かれることになり、それを販売・一般管理費の中の施設費から立て替えて支払をしている状況でありますので、その額の相当分についても営業利益という見方をさせていただければと思います。また、平成18年から道の駅にする中、以前よりは入り込み数も増えていますが、売上高についても年々、若干ではありますが増えている状況で本年は、12月末では指定管理料を除いて7755万1千円になり、3月末では8千万は超える予測をしています。これまで、村からの指定管理料で収支を合わせているという状況になっていますが、年々改善されていると思っています。問題点については、職員間に経営に対する温度差があり、意欲ある職員については、一生懸命やってくれていますし、そういった職員がそろえば、よりモチベーションが上がると思っていますが、社長の私がいろいろと指摘をしながら改善していかねばならないことではありますが、なかなか徹底できていない中、職員の教育については、まだまだやっていかねばならないと考えています。

スノーモービルの件については、エンジン音の騒音など住民への配慮も必要となりますし、現在従業員を募集してもなかなか集まってこないという状況の中では、人員が確保できるかという問題もありますし、課題を検討しなければ取り組んでいけないと思っています。また、市民農園の件については、現在緑肥を作付している土地は、以前も市民農園としての利用を考えたことがあります。登記簿上は宅地となっているため、市民農園として有償で管理することは、法律的にできないということでありました。しかしながら、ほ場を借りた人がそこで生産した農作物を道の駅で販売する方法であれば、販売手数料は発生しますが、市民農園としての活用はできるのではないかなと思います。

質問 佐伯議員

問題点について、職員の意識の違いという点を挙げられましたが、社長である村長がもっと率先して、社員教育をしていかねばならな

いのではないと思いますが、他にも大きな原因があると思います。フラワーセンターという名前のとおり、当初は花のある施設でしたが、今はその花もどこへ行ったのか、春先の野菜苗等、観葉植物、それから道の駅利用組合から出される夏場の野菜などによって運営されている状態で、極めて品数等も少なく、集客能力がなく、魅力もないと感じています。ニセコ町の道の駅のように、町一丸となって野菜を育て、多くの生産者が野菜を持ち込み、駐車場に車が入らないほどお客さんが来る。道の駅としての一つのブランド力だと思います。フラワーセンターにもそういった新たなものを持ってこない、これ以上伸びるといふか価値がない、真狩の玄関口、顔としてのフラワーセンターがいつまでもあの状態では、とても恥ずかしいことではないか思います。

市民農園の件については、ハードルは高いと思いますが、村長はじめ議会、農業委員会等の関係機関で知恵を絞っていく中、クリアできる問題ではないかと思えます。札幌や室蘭などから多くの方が真狩に毎週訪れて、自分たちの作った菜園のものを管理する。秋に収穫して、新鮮なものを食べる。フラワーセンターは、体験型の道の駅にリニューアルといふか、他の道の駅にない個性を持った道の駅にしていってはどう考えます。また、スノーモービルについては、近隣住宅に迷惑をかける部分もありますが、私も光のほうでやっていて、ものすごい数のお客さんが訪れます。それを村の中に浸透させる方法はないかということでの考えであります、再度考えを伺います。

答 弁 村 長

花については、ホームックが倶知安町で大きく扱っている中、花の種類、品数を縮小してきた経緯がありますが、花き部門は12月末では3652万9千円の扱いになっていて、以前から比べても極端に落ちているわけではなく、維持しながら少しずつ伸ばしている状況です。体験型の道の駅ということについては、人手もいりますし、採算ベースに乗れるかどうかということも検討しなければならないと思っています。経営の目標としては、売上げが1億円を達成できれば、指定管理料をいただかなくても済むと試算していますので、より利益が出るよう職員

にもいろいろお願いする中、取組を進めていきたいと思っています。

また、市民農園とスノーモービルの件については、確かに人を呼び寄せる魅力は十分にあると思いますが、課題もありますので、検討しながら、前向きに取組を進めさせていただきます。

質 問 佐伯議員

「真狩村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」の基本目標の中に、地域資源を活用した観光の振興という取組もありますし、それ以外にも力を合わせてやれば伸びていける資源が、この村にはたくさんあると思います。役場だけでなく、村民一体となった中で、フラワーセンターに限らず、村内一円がもっと活性化して、活気のある村にするため、皆さんがやる気を持てるような村長の意見を聞かせていただきたいと思っています。

答 弁 村 長

フラワーセンターは、留寿都側から来て入り口にもなりますし、現在実施中の岩内洞爺線の線形改良が完成することによって、大型バスがニセコへ向かうのに交通量も増加しますので、多くの人に立ち寄っていただけるようおもてなしをしながら売り上げを伸ばしていかなければならない施設だと思っています。また、ほ場の活用や冬期間の集客のイベントなども十分考え、取り入れていかなければならないと思います。



平成28年 第1回 定例村議会 審議結果

3月8日

■ 諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について
……………適任とする

住所 真狩村字真狩1番地
氏名 松 枝 隆 正

現職人権擁護委員 松枝隆正氏は平成28年9月30日をもって任期満了となるため、再度推薦したいとの提案がなされ、適任と決定したものです。

■ 議案第1号

真狩村表彰条例の一部改正について
……………原案可決
民法に合わせ文言の整理をするものです。

■ 議案第2号

真狩村情報公開条例の一部改正について
……………原案可決

■ 議案第3号

真狩村個人情報保護条例の一部改正について
……………原案可決

■ 議案第4号

真狩村行政手続条例の一部改正について
……………原案可決

■ 議案第5号

固定資産評価審査委員会条例の一部改正について……………原案可決
議案第2号から議案第5号までについては、行政不服審査法の全部改正の施行に伴い、関連条文の改正をするものです。

■ 議案第6号

真狩村税条例の一部改正について……………原案可決
行政不服審査法の全部改正の施行及び平成28年度税制改正大綱により、関連条文の改正を行うものです。

■ 議案第7号

真狩村手数料徴収条例の一部改正について……………原案可決
行政不服審査法の全部改正の施行に伴い、本条例に審査請求人等による提出書類等の閲覧に関する写しの交付手数料（白黒印刷1枚10円、カラー印刷1枚80円）を追加するものです。

■ 議案第8号

職員の給与に関する条例の一部改正について……………原案可決
地方公務員法の改正に伴い、従前規則に規定していた職員の級別職務分類表を本条例に定めるものです。

■ 議案第9号

後志広域連合規約の変更について……………原案可決
後志広域連合として平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むことから、事業の名称変更に伴う規約の一部変更、また、平成28年4月1日から行政不服審査会の共同事務を行うことから、関係町村の経費の負担方法に関する規約の一部変更を行うものです。

■ 議案第10号

ようてい地域消費生活相談窓口運営協議会規約の変更について……………原案可決
消費者安全法の施行に伴い、協議会規約の変更をするものです。

■ 議案第11号

真狩村過疎地域自立促進市町村計画の策定について……………原案可決
過疎地域自立促進特別措置法に基づき、村が自立促進活性化のための事業の実施財源として求める過疎債の借入れをするために、平成28年度から平成32年度の計画を策定するものです。

■ 議案第12号

平成27年度 真狩村一般会計補正予算（第15号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ664万4千円を追加し、予算の総額をそれぞれ34億314万6千円とする。

歳入の主なもの

- 個人村民税（現年課税分）
…………… 591万2千円追加
- 固定資産税（現年課税分）
…………… 319万6千円減額
- 食品リサイクル広域処理施設運営費関係町村負担金…………… 340万4千円減額
- 臨時福祉給付金給付事業費補助金
…………… 154万2千円減額
- 高齢年金生活者支援臨時福祉給付金給付事業費補助金…………… 1200万円追加
- 地域住宅交付金…………… 6146万2千円追加
- 社会保障・税番号制度システム整備費補助金
…………… 377万5千円追加
- 地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金…………… 515万円追加
- 国営農地再編整備事業調査委託金
…………… 116万7千円減額
- 保険基盤安定道負担金…………… 179万7千円追加
- 国営換地計画業務委託金…………… 161万6千円減額
- 財政調整基金繰入金…………… 273万1千円減額
- 高等学校寄宿舎給食費…………… 147万7千円減額
- 学校給食費…………… 116万7千円減額
- 地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債
…………… 510万円追加
- 公営住宅建設事業債…………… 6480万円減額
- 道路・交通安全施設維持補修事業債
…………… 220万円減額
- 御保内小学校体育館天井耐震改修事業債
…………… 220万円減額

歳出の主なもの

- 北海道自治体情報システム協議会負担金
…………… 3544万3千円追加
- 自治体中間サーバー利用負担金
…………… 377万5千円追加
- 公共施設等総合管理計画策定業務委託
…………… 420万円減額
- 固定資産台帳整備事業委託…………… 900万円減額
- 臨時福祉給付金…………… 154万2千円減額
- 高齢年金生活者支援臨時福祉給付金
…………… 1200万円追加
- 国民健康保険事業特別会計繰出金
…………… 330万5千円減額
- 後志広域連合負担金（介護分）
…………… 249万2千円追加
- 臨時保育士賃金…………… 117万円減額

- 生ごみ処理委託…………… 340万4千円減額
- 農地集団化調整業務委託…………… 165万円減額
- 道路河川維持臨時職員賃金
…………… 105万3千円減額
- 橋梁長寿命化点検業務委託
…………… 212万4千円減額
- 公営住宅等建設工事…………… 562万9千円減額
- 公共下水道事業特別会計繰出金
…………… 178万1千円減額
- 御保内小学校体育館耐震改修工事
…………… 392万2千円減額
- 寮生閉寮時交通費補助金
…………… 176万9千円減額
- 寄宿舎賄材料費…………… 147万円減額
- 学校給食賄材料費…………… 100万4千円減額

■ 議案第13号

平成27年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）…………… 原案可決
歳入歳出それぞれ1192万3千円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億4150万2千円とする。

歳入

- 一般被保険者国民健康保険税
…………… 691万円減額
- 退職被保険者等国民健康保険税
…………… 152万1千円減額
- 一般会計繰入金…………… 330万5千円減額
- 基金繰入金…………… 282万3千円減額
- 前年度繰越金…………… 263万6千円追加

歳出

- 後志広域連合負担金…………… 1192万3千円減額

■ 議案第14号

平成27年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）…………… 原案可決
歳入歳出それぞれ13万2千円を減額し、予算の総額をそれぞれ4324万8千円とする。

歳入の主なもの

- 医療機器整備事業債…………… 710万円減額
- 国保診療所施設整備事業債…………… 520万円減額
- へき地医療対策事業補助金
…………… 1161万6千円追加

歳出

- 備品購入費…………… 13万2千円減額

■ 議案第15号

平成27年度 真狩村簡易水道事業特別会計補

正予算（第5号）…………… 原案可決
歳入歳出それぞれ904万4千円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億7002万3千円とする。

歳入の主なもの

■簡易水道施設整備事業債…………… 870万円減額

歳出の主なもの

■配水管布設替工事実施設計業務委託…………… 286万5千円減額

■簡易水道施設機器更新工事…………… 559万1千円減額

■議案第16号

平成27年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）…………… 原案可決
歳入歳出それぞれ208万1千円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億1681万7千円とする。

歳入の主なもの

■一般会計繰入金…………… 178万1千円減額

歳出の主なもの

■浄化センター維持管理業務委託…………… 144万6千円減額

■議案第17号

真狩村国民健康保険診療所の指定管理者の指定について……………原案可決

○指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名称 真狩村野の花診療所
位置 真狩村字真狩17番地1

○指定管理者となる者の名称

真狩村字社20番地1
医療法人野の花
理事長 富田 均

○指定の期間

平成28年4月1日から平成38年3月31日まで

■議案第18号

真狩村有草地改良施設牧野美原牧場の指定管理者の指定について……………原案可決

○指定管理者に管理を行わせようとする公の施設
名称 真狩村有草地改良施設牧野美原牧場
位置 真狩村字美原262番地1ほか

○指定管理者となる者の名称

倶知安町南1条東2丁目5番地2
ようてい農業協同組合
代表理事組合長 八田 米造

○指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

■議案第19号

村道路線の廃止について

……………原案可決

○路線名 桜川第1支線

起 点 字桜川124番地1

終 点 字富里12番地1

■議案第20号

村道路線の認定について……………原案可決

○路線名 神里2号線

起 点 字神里126番地1

終 点 字加野1032番地

○路線名 川崎第2号線

起 点 字川崎106番地1

終 点 字川崎1034番地

○路線名 桜川第1支線

起 点 字桜川124番地1

終 点 字富里12番地1

○桜川第1支線については、国営農地再編整備事業による道路改良工事に伴い、大きな路線の変更が生じたために、既存路線の廃止をし、新たに路線を村道に認定するものです。

○神里2号線、川崎第2号線については、国営農地再編整備事業による農道の整備のために平成22年3月に村道の廃止をした路線について、事業の完了に伴い、再認定をするものです。

決議・意見書

次の決議及び意見書を可決し、意見書については、関係機関に提出しました。なお、紙面の関係上、内容を要約してあります。

○決議の件名

飲酒運転根絶を宣言する決議

○要 旨

交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は、国民すべての切実な願いである。

私たちの生活は、車社会の進展とともに、利便性が向上し、経済的にも豊かさを増したが、一方で被害者、加害者がともに大きな犠牲を払う悲惨な交通事故、中でも一人一人の取り組みによって防止できるはずの飲酒運転による交通事故は、依然として後を絶たない状況にある。

北海道内においては、一昨年7月13日、小樽市銭函で飲酒運転により、3人死亡、

1人重傷、しかもひき逃げという、極めて悪質な事件が発生した。その後、飲酒運転の根絶に向けた様々な取り組みにもかかわらず、昨年6月6日にも、砂川市の国道で一家4人が死亡、1人重体という悲惨な事故が再び発生し、道民に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。更には、「北海道飲酒運転根絶条例」が施行された直後、本年の1月2日には、室蘭市の国道交差点で、若者男性3人が死亡するなど、極めて憂慮すべき事態となっている。

こうした悲劇を二度と繰り返さないためには、警察による取り締まりと、本人の自覚のみに任せるのではなく、地域社会全体として一人一人の心に、飲酒運転は「しない、させない、許さない」という規範意識を、住民はもとより社会風土として定着させなければならない。

これまで国が進めてきた罰則等の強化のみでは、悲惨な飲酒運転による交通事故の根絶はかなわず、意識啓発の一層の充実はもちろんのこと、各年代にわたる生涯教育、酒類を提供する飲食店等の協力など総合的かつ効果的に推進していくことが必要である。

よって、真狩村議会は、北海道をはじめ、各市町村、各関係機関や団体との連携を強化するとともに、真狩村民一丸となって飲酒運転の根絶に取り組むことをここに宣言する。

以上、決議する。

○意見書の件名

介護報酬の再改定を求める意見書

○提出先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

○要旨

平成27年4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善プラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となりました。施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継

続が困難になるほどの下げ幅となっています。

全国各地では、すでに「採算」の合わない事業所の閉鎖・撤退が始まっており、地域によっては介護報酬の引下げが住民から介護サービスを奪う事態となっています。社会保障の充実を理由に消費税8%増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されません。

広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問看護などいくつかのサービスが利用できない自治体もあります。

国が「医療介護総合法」のなかで、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとするなか、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担に抛らない介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しが不可欠となっています。

上記の趣旨から、以下の事項について要望します。

記

- 1 早期に介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直すこと。

**飲酒運転による悲惨な
交通事故の根絶を目指し
決議しましたので
村民の皆さまのご理解と
ご協力をお願いします。**



予算特別委員会

平成28年度当初予算を全会一致で可決!!

平成28年第1回定例会において付託された平成28年度一般会計ほか5特別会計予算や条例など議案12件を3月9日から11日までの3日間、議長を除く議員全員で構成する予算特別委員会（佐伯委員長、福田副委員長）で審査を行いました。延べ140件の質疑があり、質疑の後、委員会採決を行い、12件全てを全会一致で可決すべきものと決定しました。



◎審査の結果

平成28年度 各会計予算…………… 原案可決

(単位：千円)

会計区分	平成28年度 当初予算	平成27年度 当初予算	増減	伸率
一般会計	2,856,195	3,321,902	△465,707	△14.0%
国民健康保険事業特別会計	143,027	152,718	△9,691	△6.3%
国民健康保険診療所事業特別会計	21,148	37,486	△16,338	△43.6%
後期高齢者医療特別会計	31,368	30,834	534	1.7%
簡易水道事業特別会計	261,904	188,021	73,883	39.3%
公共下水道事業特別会計	117,252	116,826	426	0.4%
合計	3,430,894	3,847,787	△416,893	△10.8%

(1) 議案第21号

真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について……………原案可決

監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、教育委員会などの委員報酬額、旅費の日当・宿泊料、文言の整理を含め改正するものです。

(2) 議案第22号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について……………原案可決

(5) 議案第25号

真狩村国民健康保険税条例等の一部改正について……………原案可決

(3) 議案第23号

職員の旅費に関する条例の一部改正について……………原案可決

国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、5割・2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずるべき金額の改正などをするものです。

議案第21号から議案第23号までについては、旅費について、日当及び宿泊料などを改正するものです。

(6) 議案第26号

真狩村立まっかり保育所条例の全部改正について……………原案可決

(4) 議案第24号

特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例等の一部改正について……………原案可決

幼稚園機能をもった保育所型の認定こども園として、まっかり保育所を運営するために条例を全部改正するものです。

平成28年 第1回臨時村議会

平成28年第1回臨時村議会は2月10日に招集され、会期を1日間と決めたあと専決処分¹の報告1件、専決処分の承認1件、条例の一部改正3件、一般会計及び特別会計補正予算3件を審議し、すべて原案どおり可決し閉会しました。

審議結果

■報告第1号

専決処分の報告について

……………報告済み

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の規定により専決処分し、議会に報告するものです。

◎事故の概要

公民館駐車場で公用車両を転回するためにバックをした際に、駐車中の車両前方にぶつかり、バンパー等を破損させた。

◎損害賠償額

車両の修理費ほか 257,548円

■承認第1号

専決処分の承認を求めることについて（平成27年度 真狩村一般会計補正予算「第13号」）

……………報告承認

歳入歳出それぞれ124万2千円を追加し、予算の総額をそれぞれ34億782万5千円とする。

歳入

■ 地方交付税…………… 124万2千円追加

歳出

■ 羊蹄山ろく消防組合負担金…………… 124万2千円追加

■議案第1号

真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について……………原案可決

平成27年度人事院勧告に基づき、期末手当の率を0.1月引き上げるものです。

■議案第2号

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について……………原案可決

平成27年度人事院勧告に基づき、期末手当の率を0.1月引き上げるものです。

■議案第3号

職員の給与に関する条例の一部改正について

……………原案可決

平成27年度人事院勧告に基づき、勤勉手当の率の0.1月引き上げ、給与表の改正を行うものです。

■議案第4号

平成27年度 真狩村一般会計補正予算（第14号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ1132万3千円を減額し、予算の総額をそれぞれ33億9650万2千円とする。

歳入の主なもの

■ 財政調整基金繰入金…………… 1158万1千円減額

歳出の主なもの

■ 公用乗用車購入…………… 125万円追加

■ 職員給料…………… 451万1千円減額

■ 職員手当…………… 157万4千円減額

■ 共済組合納付金等…………… 704万7千円減額

■議案第5号

平成27年度 真狩村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ9万1千円を減額し、予算の総額をそれぞれ1億7906万7千円とする。

歳入

■ 一般会計繰入金…………… 9万1千円減額

歳出

■ 職員給料等…………… 9万1千円減額

■議案第6号

平成27年度 真狩村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………原案可決

歳入歳出それぞれ2万1千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億1889万8千円とする。

歳入

■ 一般会計繰入金…………… 2万1千円追加

歳出

■ 職員給料等…………… 2万1千円追加

平成28年 第2回臨時村議会

平成28年第2回臨時村議会は3月30日に招集され、会期を1日間と決めたあと、条例等の一部改正1件、一般会計及び特別会計補正予算2件を審議し、すべて原案どおり可決し閉会しました。

審議結果

■議案第1号

真狩村国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

……………原案可決

第1回定例会で改正した本条例の附則の一部を改正するものです。

■議案第2号

平成27年度 真狩村一般会計補正予算(第16号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ6459万1千円を追加し、予算の総額をそれぞれ34億6773万7千円とする。

■歳入の主なもの

■地方交付税……………1億7926万円追加

■地方創生加速化交付金……………600万円追加

■財政調整基金繰入金……………3588万8千円減額

■公共施設整備基金繰入金

……………8120万6千円減額

■いきいきふるさと推進事業助成金

……………100万円追加

■国営土地改良事業債……………130万円減額

■歳出の主なもの

■財政調整基金積立金……………7262万5千円追加

■保健福祉センター指定管理料

……………100万円減額

■除雪費(燃料・機械等修繕)

……………208万2千円減額

■英語学習講師業務委託……………601万円追加

■高校臨時養護教諭賃金……………184万円減額

■議案第3号

平成27年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)……………原案可決

歳入歳出それぞれ3160万2千円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億7310万4千円とする。

■歳入

■基金繰入金……………3160万2千円追加

■歳出

■後志広域連合負担金……………3160万2千円追加

所管事務調査報告

総務産業常任委員会

3月2日に委員会を開催し、次の事項について担当課より説明を受け調査を行った。

(1) 地方創生について

【調査内容】

地方創生加速化交付金の申請状況について、広域連携による事業が対象となり、村は後志総合振興局分として、国際理解教育促進事業委託(英語学習講師業務の拡充)、研修センターの改修(雇用者の住宅確保及びチャレンジショップの設



置)、民間賃貸共同住宅建設補助(移住者の優先入居などを条件とした建設支援)を要望していたが、事業要件により国際理解教育促進事業委託(事業費600万円)だけの申請となった。また、ようてい・西いぶり広域連携分として、観光をメインに地域の宣伝や情報発信等の事業(事業費1100万円)を申請しているが、国の予算1000億円に対し全国の申請額が1253億円になっているため、3月の中旬以降に交付決定されるが厳しい状況であるとの説明があった。

平成28年度真狩村総合戦略の取組事業について、4本の目標を掲げ、さまざまな事業を展開していくが、28年度実施予定の新規事業の主なものとしては、村内において、新たに創業する者並びに業種の転換及び業種の追加を行う者に対し、その工事費等の一部を助成する創業支援事業補助金1000万円、地方創生加速化交付金の対象にならなかったが、地方創生関連事業ということで過疎ソフト事業に該当する民間賃貸共同住宅建設補助金

2400万円、中学校の旧教員住宅3戸分を移住・定住者向け住宅に改修するための移住・定住促進住宅整備工事1900万円等で継続事業と合わせた総事業費は27年度対比、約5560万円増の約1億6300万円を予定し、財源の一部として、地方創生の直接、関連事業の交付金や地方創生に係る交付税などを充当していきたいとの説明があった。

【委員会意見】

委員会では、子育て世帯の負担の軽減の取組について、保育料は、現在半分を助成しているが、今後の対応について質問があり、国は多子世帯で年収360万円未満である場合に第2子が半額、第3子以降は無償とする特例措置の適用に当たり、算定対象年齢制限を4月より撤廃するのでその基準で対応するとの回答があった。

平成28年度に実施される事業の状況について、継続して調査することにした。

(2) 真狩高校の運営について

【調査内容】

平成28年度入試出願状況について、募集人員40人に対し出願者は30人で、倍率は0.8となっている。3月3日に入学者選抜・面接、3月16日に合格発表、4月12日に入学式を行う。野菜製菓コースの専門学校でのスクーリングについて、宮島学園北海道製菓専門学校で3月25日から5日間の日程で実施される。3月5日に東京都で開催される第3回全国米粉料理コンテストに3年生女子1名が出場する。道の駅での高校生カフェの運営は、4月のプレオープンから2月末まで25回の販売会を実施し、約173万円の売上げとなっている。今後、3月に2回の販売会を予定している。また、平成28年度の販売会については、5月から3月まで19回を予定している。第4学年海外派遣事業の研修先について、これまで研修先をカナダとしていたが、研修内容が造園に限定され、希望者が出てこなくなったため、研修内容が豊富で治安が良く、語学レベルの条件が易しいニュージーランドに変更する。来年

度は有機農業コースの男子1名が研修を行う予定であるとの説明があった。

【委員会意見】

委員会では、高校生カフェについて、平成27年度は多くの販売会が実施されたが、授業に支障が出ないように、また、生徒や先生の負担が過度にならないよう実施すべきでないか、高校がどのような取組を行っているか見えなければ村民の理解が得られないと思うが、27年度は生徒も先生も頑張り、マスコミにも取り上げられる中、多くの村民は今後の取組にも期待をしているので、その辺も考慮し、いろいろと検討しながら進めるべきであるという意見があり、販売会については、地方創生先行型事業として実施した部分もあり、相当頑張ったが27年度の反省も踏まえて、28年度は販売会の回数を減らして実施する予定である。また、高校ではこの関係でプロジェクト会議を設置し外部の方からアドバイスを受けながら進めているが、いろいろな意見を踏まえながら実施していきたいというのが高校の考えであるという回答であった。

新コースが設置されて3年が経過し、その

一期生も卒業したが、その効果などを踏まえた今後の運営について、また、高校生カフェ

の状況について、継続して調査することにした。

(3) 除雪事業について

【調査内容】

今冬の降雪量は、12月までは前年を下回っていたが、1月以降は極端な天候が続いているため、前年を上回っている状況である。委託については、1月までの実績額は、前年対比84.3%で前年を下回っている。2月10日までの予算執行率は、全体で57%になっており、2月の降雪量は前年を上回っているため、委託料も前年を上回る見込みで、3月の状況に

もよるが、総体的には前年並みになることが予想される。直営については、1月までの賃金は、前年を下回っている状況である等の説明があった。

【委員会意見】

委員会では、これまで無駄な除雪を改善しよう意見が出されていたが、その対策も行われる中、概ね改善されてきているという状況もあり、特に意見もなく、本件に係る調査については、終了することにした。

(4) 真狩村営住宅等の管理状況について

【調査内容】

現地調査では村営住宅等8棟の共用スペースの管理状況について調査した。

村で管理している住宅は、真狩村公営住宅等長寿命化計画で管理している村営住宅202戸、特公賃住宅8戸、公社住宅32戸、村有住宅20戸の計262戸と賃貸住宅10戸、総務企画課が管理する村有住宅20戸の合計292戸である。村営住宅等の維持修繕について、平成24年度から26年度までの修繕費（内装やボイラー等）の合計は約1750万円、維持修繕工事費（屋根・外壁塗装等）の合計は約5230万円である等の説明があった。

【委員会意見】

委員会では、現地調査の結果、共用スペースの管理が行き届いていない住宅も見られたが、建物の構造上の問題や入居者の協力が不足していることが原因であると考えられるので今後の建替住宅については、その辺の設計の配慮

や入居者への指導の徹底、また、避難誘導に関する指導についても意見があり、今後においても管理のしやすい住宅となるよう設計し建設していきたい。また、入居者に管理の指導や避難誘導についても対応していきたいという回答があった。本件に係る調査については、終了することにした。



村営住宅を現地調査

議会報告会開催！

2月5日に交流プラザにおいて、議会報告会を開催しました。後志総合振興局の橋本局長はじめ担当部長をお招きし、今年から取組が本格化する地方創生について、講演していただきました。また、委員会の活動状況を報告し、参加された皆さんと意見交換を行いました。今回で4回目の開催となりますが、これまでで一番多い42名の方に参加をしていただきました。講演での貴重なご提言や参加者からのご意見を踏まえ、今後の議会活動に活かしていきたいと思っております。

講 演

演 題：「地方創生の取組状況」

講 師：後志総合振興局 地域政策部

戦略策定支援担当部長 猪口 浩司 氏

要 旨

真狩村には、強みがたくさんあるが、地元の人ほどそれが何かわからないところもあるので見逃さないように上手に活かしPRすることが重要である。

強みその1は農業で、全道や後志と比較しても収益や収穫量は高く、堅実な農業が展開される中、農業後継者も多い。しかし、農家戸数は減少し、高齢化も進み労働力不足でその確保に苦勞している現状となっているので、より良い物を作って高く売る必要があり、基盤整備や栽培技術を高めてブランド化し、販路拡大させる必要がある。また、農業労働者を確保することが重要であるが、安定した勤務条件がないと難しいので、これまでの家族経営から法人化への検討も進める時期に来ているのではないかと。元気のある若い仲間と農業法人をつくり効率的な経営を行い、より良い勤務条件で農業労働者を確保する。雇用した若い人たちが結婚して子供を産み育てるには、通年で雇用し、安定した生活をさせる必要があり、法人がもっと収益を上げるために6次産業化の取組も必要となる。雇用した人の中から新規就農につながる可能性も出てくる。そして、農業で稼いだお金をできるだけ村内の商店や飲食店に落とすようにし、お店も村の人に利用されるように努力をする。農業、商工業、観光業は、村で作られたものは皆で売り、皆で魅力を発信するという連携が重要である。

強みその2は、細川たかしさん、マッカリーナなどの高品質な飲食店等、羊蹄山、水、高原などの自然環境や景観、おいしい野菜などの良いイメージで、訪れる人のニーズや期待を裏切らない仕組みづくりが必要である。せっかく真狩に来るので体験型観光をしてもらおう。農業自体が観光資源であるので農業に触れる、説明する機会をつくり、採れたてのものを食べてもらおう。これは、イベントではだめでビジネスでやるのが大事である。農家も忙しいので仲介するような仕組みが必要で、農業の一線を引かれて後進を指導したいというやる気のある人や商工業者で事業を拡大したい人など、農業と商工業そして観光をつなげる分野をやる人を見つけ出して村を挙げて応援していく必要がある。事例として、帯広市に（株）いただきますカンパニーという会社があり、十勝の農家と契約し、畑ガイドを13名雇用する中、畑で収穫した物をその場で食べるツアーなどを実施している。真狩村は、札幌市に近く確実にできると思うので視察に行ってみてはどうか。

強みその3は、真狩村の位置関係で、札幌市やサミットで有名な洞爺湖温泉にも近く、ニセコ町と留寿都村のリゾートにも挟まれているなど、世界的な観光地のちょうど中間にある。相当数の外国人が真狩村を通過しているので、スキー、スノーボード以外の楽しさを提供できないか、地元の人と違う目線を持っている専門家や外国人の意見を参考にして取り組んでどうか。

真狩村の総合戦略は、基本目標として四つ掲げる中、内容的には申し分ないが、課題は具体的にどうやっていくか、村民が心をついてどう取り組んでいくかポイントになる。

後志総合振興局の新たな取組（2つのプラン）について、まち・ひと・しごとマッチングプランは、



議 会 活 動

後志管内の冬季雇用は約1000人であるが、夏季はほとんどの人が帰還してしまうので、夏季の人手不足の分野（農業等）と結び付けることにより、労働力確保、移住・定住、産業振興を図る。また、グローバル人材育成プランは、この地域は国際リゾートが多く、英会話ができれば仕事はたくさんあるので、子どもたちに外国人と話すのがこんなに楽しいのかというような機会を作って、どんどん英語を勉強してもらい、リゾート等で働いてもらえれば、この地域から若者の流出が抑制できるというものなので、ご理解とご協力をお願いしたい。

議 会 日 誌

平成28年2月～4月

- | | | | |
|---------|--|------|---|
| 2月5日 | 議会報告会
村議会議員・農業委員・教育委員懇談会（各議員出席） | 17日 | 真狩村戦没者遺族会総会（筒井議長出席） |
| 10日 | 第1回臨時村議会 | 29日 | 羊蹄山麓環境衛生組合議会定例会・羊蹄山ろく消防組合議会定例会（倶知安町、加藤・陰能組合議員出席） |
| 21日～22日 | 第10回村田道議会議員新春の集い
（壮瞥町、筒井議長出席） | 30日 | 第2回臨時村議会
議員協議会
村政推進会議（筒井議長出席） |
| 22日 | 羊蹄山ろく消防組合議会臨時会
（倶知安町、加藤・陰能組合議員出席） | 4月1日 | まっかり保育所入所式（福田委員長出席） |
| 24日～25日 | 後志町村議会議長会役員会・定期総会・行政懇談会（札幌市、筒井議長出席） | 5日 | JAようてい真狩地区懇談会
（筒井議長出席） |
| 25日 | 議員協議会 | 11日 | 羊蹄山麓町村議会正副議長会研修会・懇話会（倶知安町、筒井議長・向井副議長出席） |
| 26日 | 真狩村スポーツ表彰式（筒井議長出席）
後志広域連合議会定例会
（倶知安町、向井広域連合議員出席） | 12日 | 真狩高校入学式（各議員出席） |
| 29日 | 真狩村交通安全協会総会（筒井議長出席） | 15日 | 真鶴会総会（筒井議長出席） |
| 3月1日 | 真狩高校卒業式（各議員出席） | 19日 | 為公会と語る夕べ
（東京都、向井副議長出席） |
| 2日 | 総務産業常任委員会 | 20日 | 北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会、倶知安余市道路新規事業に係る挨拶（東京都、向井副議長出席） |
| 4日 | 議会運営委員会 | 22日 | 広報編集委員会
JAようてい通常総代会
（倶知安町、筒井議長出席） |
| 8日～11日 | 平成28年第1回定例村議会及び予算特別委員会 | 26日 | 第3回臨時村議会 |
| 15日～16日 | 自治功労者懇談会（洞爺湖町、筒井議長・向井副議長・板敷委員長・福田委員長出席） | 27日 | （株）アグリテック真狩創業記念式典及び祝賀会（各議員出席） |

編 集 後 記

北海道新幹線が、いよいよ3月26日に開業しました。天候にあまり左右されず、大量の人を輸送できることから道内への観光客の増加が期待されています。倶知安や札幌延伸は、2030年度に予定されていますが、北海道商工会議所連合会では、「2025年度倶知安先行開業」を目指し運動を始めています。実現すれば10年後には、羊蹄山麓により多くの観光客が訪れますので、真狩村も新幹線の恩恵を受けるために産業や観光を中心に知名度を上げながら観光客等の受け皿を整えることなど、今から意識して取り組む必要がある

のではないかとと思うところであります。

さて、議会だより156号をお届けします。平成28年第1回定例会、予算特別委員会、平成28年第1回・第2回臨時会を中心に編集しました。

■発行責任者

議 長／筒井 正信

■広報編集委員会

委 員 長／向井 忠幸

副委員長／佐伯 秀範

委 員／加藤 宏光

委 員／陰能 裕一

